

令和7年第2回大玉村議会定例会会議録

第4日 令和7年6月20日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 館 下 憲 一	2 番 渡 邊 初 治	3 番 菅 原 貴 子
4 番 渡 邊 啓 子	5 番 斎 藤 信 一	6 番 松 本 昇
7 番 本 多 保 夫	8 番 佐 原 佐百合	9 番 欠 番
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 武 田 悦 子	12 番 押 山 義 則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押 山 利 一	副 村 長	武 田 正 男
教 育 長	渡 辺 敏 弘	総 務 部 長	橋 本 哲 夫
住民福祉部長兼 福祉課長	安 田 春 好	産業建設部長	渡 辺 雅 彦
教 育 部 長	後 藤 隆	総 務 課 長	鈴 木 真 一
企画財政課長	渡 辺 一 樹	税 務 課 長	三 瓶 隆 弘
住民生活課長	安 田 敏	保 健 課 長	町 田 弘 江
産 業 課 長	藤 田 良 男	建 設 課 長	遠 藤 義 紀
参事兼 都市計画課長	杉 原 仁	参事兼 上下水道課長	伊 藤 寿 夫
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	菊 地 美 和	教育総務課長	鈴 木 裕 也
生涯学習課長	田 辺 将 裕	農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 俊

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・表決

議案第45号 大玉村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて

議案第46号 令和7年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求める
ことについて

議案第47号 大玉村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

議案第48号 大玉村議会議員及び大玉村長の選挙における選挙運動の公費負
担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例について

議案第 5 0 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5 1 号 大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 5 2 号 平成 2 3 年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5 3 号 大玉村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5 4 号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議案第 5 5 号 令和 7 年度大玉村一般会計補正予算について

議案第 5 6 号 令和 7 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 5 7 号 令和 7 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第 5 8 号 令和 6 年度繰越事業 大玉村民体育館屋根改修工事に係る工事請負契約について

議案第 5 9 号 村道路線の認定について

議案第 6 0 号 区長代理の委嘱について

委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決

請願第 3 号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願

請願第 4 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

請願第 5 号 「消費税 5 % への減税を求める意見書」の提出について

請願第 6 号 「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出について

閉会中の継続調査申出について

(1) 議会運営委員会

追加議案審議

議案第 6 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議員発議第 4 号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書について

議員発議第 5 号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について

議員派遣の件について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、佐藤光一郎、牧野敏雄

一般質問者目次

1.	3 番	菅 原 貴 子	P. 8 7 ~
2.	8 番	佐 原 佐百合	P. 9 3 ~

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は１１名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１、一般質問を行います。

３番菅原貴子君より通告がありました「第五次大玉村総合振興計画の農業の主要事業への取り組みを伺う」の質問を許します。３番。

○３番（菅原貴子） ３番菅原貴子です。議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました件について、これより一般質問を行います。

初めに、１、第五次大玉村総合振興計画の農業の主要事業への取り組みについてを伺います。

農業は本村の基幹産業であり、大玉村総合振興計画では、政策目標１、力強い産業の復興・創生を挙げ、その背景として、農業は食料の生産と安定供給の基本的な役割に加え、地元商工業への波及など多面的な機能を担っており、農業後継者の減少と従事者の高齢化が進む中、担い手の確保や高品質の農産物を効果的に安定生産することが必要であるとしております。令和７年度が総合振興計画の前期計画の最終年度に当たっていることから、また、このところ米の品薄と価格高騰が社会問題になっていることから、農業の主要事業の取組を伺います。

まず、１、総合振興計画では、基本施策１、主要施策１の主要事業に担い手の育成事業があります。Ｕターン、Ｉターン、Ｊターン者で、新規就農を希望する農業の担い手を育成する体制整備を挙げていますが、Ｕターン、Ｉターン、Ｊターン者向けに限らず、計画策定後の担い手育成のために具体的な取組と成果である新規就農者の増加数、取組の課題を伺います。

具体的な取組の一つとして、地域おこし協力隊はどのような成果があったのでしょうか、お伺いします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） ３番議員さんの質問にお答えいたします。

村の地域おこし協力隊、農業関係の採用に関しましては、現在、２名の方が就農に向けての研修だったり、技術の取得をしてございます。そちらの拠点としましては、村の農業振興公社におきまして、今後の農業の、こういった農業をしていくかにつき

ましても、技術を得ながらしているところでございます。2人とも今現在に関しましては、村において就農したいというようなことを伺っておりまして、その実現に向けた、村としてもサポートをしているところございまして、地域おこし協力隊を活用した新規就農につきましては非常に有効であると、現在のところ考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 頼もしいご回答をいただきましてありがとうございます。

具体的に、この2名の方は、男性なんでしょうか、女性なんでしょうか。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） こちら2名とも男性でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） よく聞く話ですが、地域おこし協力隊は任期が終わると帰ってしまうというような話を聞いております。村では、定住していただくためのカリキュラム等を持ち合わせていらっしゃるでしょうか。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 3番議員さんの質問にお答えいたします。

村におきましては、定着に向けた何かしらのプログラムというものを本人に対して行っていることはございませんが、今まで、協力隊として、こちらに着任された方につきましては、全て村で定住していただいているということでございます。

あと、今後につきましては、もし協力隊の方が何かしら迷っているとかそういうことがあれば、その支援としまして、定住とか村での起業についての、そういったものについての支援、または、いろんな知識を得るための専門家の方の紹介をするとか、そういったことにつきましては、今後ともしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 長く大玉村に定住していただいて、農業の発展に寄与していただきたいと考えております。

ちなみに、3年度から今年度までの新規就農者の数をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 新規就農者の数としましては、令和3年度から考えますと2名ということになってございます。

以上です。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 3年度だけではなく、今年度までの人数を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 今ほどの2名というのは、令和3年度から令和6年度までの合計の数字でございます。ただ、こちらにつきましては、村に相談があつて、それが就農に結びついたという新規就農者でございまして、それによらず自分で相談もなしに

定着したという方につきましては把握できておりませんので、全ての新規就農者の人数がこれかというのはちょっと断言できません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） 私自身は、もう少し人数がいらっしゃると過大評価をしております、ちょっと何か悲しいかなみたいに思いました。個人的に就農している方というか、隠れ就農者というか、そういう方も何人かいらっしゃるんでしょうから、期待を持ちたいと思います。

これからの取組の課題として挙げられるこの人数を増やしていくというような課題は、どこにあると思われますでしょうか。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 村としましては、今後も地域おこし協力隊制度を活用した新規就農には取り組んでいくつもりでございます。地域おこし協力隊、または新規就農者があまり集まらないということにつきましては、やはり着任した先での不安というか、どういったことで定着できるかということの不安があると思いますので、そういったことを、現在の着任している地域おこし協力隊さんが、就農に向けてこういったことをしています、村はこういったことをサポートをしてくれていますというようなことを、実体験をもって P R していくのが大事だと思いますので、そういったことの取組につきまして、今、予算化した P R 事業の中で実施しているところでございます。

以上です。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） これからも村のために農業が発展することを期待しております。

2 番に移ります。

村は、毎年 1 1 月を新規就農強化月間として広報紙等に掲載の上、相談に応じていますが、計画策定後の年別の相談受付数と相談者の新規就農状況を伺います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 新規就農者の数でございますが、令和 4 年度につきましては 6 件の相談がございまして、就農相談をしたのは 3 件でございます。うち就農に結びついたのが 2 件ございました。令和 5 年度につきましては、7 件の相談、就農関連機関の就農相談をしたケースは 1 件でございました。就農に結びついたのはございません、ゼロでございました。令和 6 年度につきましては、8 件の相談がございました。こちらにつきましては、相談会まで実施したものはございませんでした。また、就農に結びついたのは 1 件でございました。

失礼しました。先ほど私、令和 3 年度から就農者が 2 件と言いましたが、すみません、3 件の誤りでございました。すみません、訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） 数字を挙げていただいてありがとうございます。

この人たちは、あくまでも稲作なのか、野菜作りなのか、把握していたら教えてください。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 3 番議員さんにお答えいたします。

この3名の方がやられているのが、確かに2名の方は稲作を中心にやられております。ただ、稲作単作ではなくて、やっぱりいろんな野菜をやったりだとか、花卉をやったりだとか、あとは様々な野菜をやったりだとかということで、米一本という方は今のところいらっしゃいません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） ご丁寧にありがとうございます。

先ほど申し上げましたが、このところ全国的に米の品薄と価格の高騰が社会問題となっています。ちなみに、この問題は米の消費者にとっては深刻な問題ですが、我々、これまでの長年にわたる米の価格の下落傾向や最近の資材等の高騰を考えると、生産者にとっては歓迎すべき状況と思われますが、村内の令和7年度主食用米生産目安面積は、前年比74ヘクタール、増加率として10%としており、一部で休耕田の作付の再開も見られています。令和7年度の主食用米の生産実施計画書ベースの前年比の増加面積をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 3 番議員さんにお答えいたします。

村の作付面積でございますが、生産実施計画書ベースの作付面積の増減についてでございますが、令和6年度の主食用米の作付面積は818ヘクタールでございました。これに對しまして、現在、集計中でございますが、令和7年度の作付面積は855ヘクタールということで、37ヘクタールの増加となっております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） 少しずつでありますけれども、増えていることを頼もしく思います。次の質問、4 番に移ります。

村は、令和6年度に大玉村産米の名称を募集し多数の応募者の中から名称を決定し、令和7年度は、ブランド米パッケージデザインや大玉村産ブランド化PRの受託事業者を決定しています。これに際し、交付金という形で支給されている金額が、5年度が300万円、6年度が127万円、7年度が862万プラス123万円という形で交付金が支給されています。合計するとかなりの金額になると思われますが、これはどのような形で消費されているのか、ブランドに決まったあだたらの恵は、今後ブランド名を維持していくために商標登録を行っているか、その2点をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） まず、最初のブランド化を実現するためのいろんな事業でございますが、これに對して、みらいを描く市町村等支援事業という交付金を確かに活用

してございます。こちらにつきまして、今までだとブランド化を進めるための構想策定業務に使ったものがあったり、あと、昨年でいきますとブランド名の公募、そちらをしております。また、令和7年度、今年度につきましては、ブランド化発表に向けた、そういったPR事業、いわゆるプロモーション事業を実施するための費用であったり、あとは、パッケージングデザインを選定して、パッケージを作るといったそういったものに対する委託をしてございます。なお、こちら3分の2の補助ということでございまして、村の負担は3分の1でございます。

後半のあだたらの恵の今後のブランド名を維持していくための商標登録についてでございますが、現在、商標登録の申請につきましては、今年の2月に登録申請を行いました。現在につきましては、登録が可能かどうかの審査について特許庁のほうで審査をしているということで、これが大体6か月～8か月ぐらいかかるということで、もう審査待ちの状態でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） あだたらの恵で決まるという感触はありますか。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 3番議員さんの質問にお答えします。

あだたらの恵で決まるかということでございますが、こちら、今年行ったブランド名の公募につきまして、最終審査で、じゃ、この名称にしようといったものは、最初公言はしておりませんで、それを商標登録の申請をした後に公表したので、それをどこかほかの人が横取りをして、最初に申請ということはないというふうに考えてございますので、順調にいけば、こちらは登録されるものと考えております。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） あだたらの恵がブランド米として流通していくことを願っております。

次に、ふるさと納税サイトで既にあだたらの恵をパッケージに記載した大玉村産が返礼品として掲載されていますが、ブランド名の使用は始まっていますかということが、まだ始まっていないということですね。（「はい」という声あり）

このあだたらの恵のパッケージは10年ほど前から使用されているということですが、商標登録が行われていないものなので問題はないというお答えをいただいているんですけれども、そのブランド名をあだたらの恵に決定する際に、既に村民によって使われていることはご存じだったのかお尋ねいたします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 3番議員さんにお答えいたします。

2番のブランド名の名称としたあだたらの恵、こちらが商標登録前に既に使われているのは知っているかどうかということでございましたが、審査の最終段階でそれは気づいてございました。これにつきまして、最初に使用していた方にも電話をしまして、こういったわけで村として登録したいということでありましたが、その時点では、

その方は商品名として使用しているのではなくて、会社のキャッチフレーズということで使っておりまして、あくまでもサブタイトルではなくて、商品名はちゃんと別にあります。そのサブタイトルとしてあったものが、ふるさと納税のサイトの検索ワードに載っていたということではございました。なので、こちらキャッチフレーズと商品名ということで競合するものではないということで、そういった認識で最初に使っていた方は承諾していただいたということで、そういった経緯はございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） キャッチフレーズとして、あだたらの恵が使われていたということなので、今後、商標登録がされ皆さんが使いやすいキャッチコピーみたいな形になればいいと思います。

最後になりますけれども、ブランド名やパッケージデザインの使用を希望する方は多いと思われそうですが、使用の手続等を定めた要綱は策定されているのでしょうか。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 3 番議員さんの質問にお答えします。

3 番の今後使用の手続を含めた事項についてでございますが、こちらにつきまして、まだ整備、今後していく予定ではございますが、今年度につきましては、村主導で高い基準を設けたクリアした米だけをあだたらの恵ということで売り出すということで、そういった取扱いをしておりますが、今後、村のブランド委員会等の意見を聞きながら、そういった使用要綱につきましては策定していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） もう少し早く進めていただけないかというふうに、個人的には考えます。なぜかという、あと3 か月ほどで新米ができます。そのときに、使っているものなのか駄目なのか、そういうことも知りたいというのが米作り農家の希望だと思います。8 年度産米からではちょっと遅いかなというふうに思いますので、その辺、産業課で考えてやっていただければありがたいと思います。3 か月ってあっという間に過ぎてしまいますので、その辺を考えてこれからやっていただければありがたいと思っています。なるべく早く、周知を一般生産者にも知らせていただければ、我々議員をやっているということ知るんですけれども、なかなか一般の人まで、こういうことが周知されていないということをいろんな方から聞こえてくるので、なるべく早くやっていただきたいというのがお願いです。よろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 3 番議員さん、誤解を受けると困りますので補足させていただきますが、これはブランド米で大玉村のブランド米ですから一般に使用させることはありません。全量買上げの方向で検討はしていますが、その米にしかそのパッケージは使えない、これがブランド米ですので、以上です。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） 私の勉強不足でしたけれども、みんな、もうこのブランド米が大玉の米みんなについて消費するんだというふうを考えちゃっている人が私も含めにいると思うので、その辺も、皆さんにきちんと周知していただきたいなというふうにお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、3 番菅原貴子君の一般質問を打ち切ります。

8 番佐原佐百合君より通告がありました「公共施設の更新や公園等の整備について」の質問を許します。8 番。

○8 番（佐原佐百合） 8 番佐原佐百合です。議長の許可を得ましたので、さきに通告しました1 件について質問いたします。

公共施設の更新や公園等の整備についてです。

昨年6 月に、大玉村立地適正化計画が策定され、それを踏まえて大玉村都市計画マスタープランも改定されました。都市計画マスタープランは、大玉村の将来像を実現するために、都市づくりの基本理念や将来都市構造を示すとともに、分野別の取組方針が整理されています。その中でも、計画の実現に向けて優先的に実施すべき事業、重点的に推進すべき方策として、次の5 項目が掲げられています。

産業集積ゾーンへの企業進出の誘導、公共施設の更新及び公園等の整備、スマートインターチェンジの整備に向けた検討、高速道路バスストップの再整備、地域振興施設の整備です。今回は、この中の一つである公共施設の更新及び公園等の整備について、改めてその内容を確認させていただきたいと考えています。特に、どの事業を優先して実施すべきと考えているのか、また、それぞれの整備が本当に必要なのかという観点から質問させていただきます。

まず、大山公民館についてです。老朽化した大山公民館の建て替えのため、大山幼稚園、大山小学校の駐車場に子育ての拠点及び村民の交流を目的とした（仮称）大玉村子育て支援センターが建設されるわけですが、子育て支援センター建設に向けて国からの事業採択や補助金の交付決定は進んでいるのか伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 8 番議員さんにお答えいたします。

（仮称）子育て支援センターにつきましては、本年1 月に国土交通省に対し都市構造再編集中支援事業補助金の本要望を提出し、4 月1 日、国からの内示を受けております。予定しておりました補助金額は下回ったところではありますが、4 月1 7 日付で補助金交付申請書を提出いたしました。交付決定はまだ行われておりませんが、交付決定前の早期着手申請を行い、4 月1 日以降の事業実施が認められているところでございます。これに伴いまして、現在、敷地造成計画を、それから建築実施設計、さらには建築設計意図伝達業務のほうの契約を締結させていただいて、年度内完了に向け現在事業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8番（佐原佐百合） 国から内示をいただき、今、4月1日以降に一応実行してもいいということで、締結、敷地造成であったり実施設計、あとは意図伝達業務だと思うんですが、進んでよかったなと思います。その中で、ちょっと質問に挙がっていないので書いてはいないんですが、計画設計意図伝達業務委託と、この建設実施設計業務委託、この関係というのはどういったものなのか伺います。

○議長（押山義則） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 8番議員さんに対してお答えいたします。

建築実施設計業務委託は、実際にその建物を造るに当たりまして、その数量やそういったものを実際に設計する業務でございまして、意図伝達業務委託は、今まで基本設計を行っていた業者、それで実際に基本設計は住民の方であったり、そういった方の打合せを行いながら、実際に建物の絵を描いてきたわけですが、実際にその基本設計のモデルですか、実際に建築実施設計の業者さんに的確にそれを伝えるそういった業務委託で契約を締結してございます。

以上です。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 内容をありがとうございます。

基本設計をした業者が、今度実施設計をする業者に伝えるということなんですが、うまくいくとは思うんですけれども、その辺って、今までどこかでやった計画があるのか、違う会社同士がうまくいくのかな、単純に個人的にちょっと思っただけなんですけれども、もちろんうまくいくという答弁ではあると思うんですけれども、その辺はどういった注意点というか、何か懸念することはないんでしょうか。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 8番議員さんにお答えいたします。

過去にそういう事例が1件だけございますが、意図伝達を前提とした設計をしました。ただし、随契になってしまう、それは意図伝達のときの基本設計をつくる方も一応きちっとした入札をしたわけですが、その方を中心として、その方が基本設計をつくると、流れとしてはそのまま設計のほうに流れていくというのが一般的なものでしたので、そこはきちっと切り離そうということで、住民の意見を聞いたり、利用者の意見を聞いたりして、かなり長い時間、基本構想をつくりました。

そして、実際に、今度その基本構想を基にして実施設計を発注した結果、その住民も交えて一生懸命検討したものが、ほとんど反映されない建物が1つあります。それは、非常に冷暖房のために天井が高かったり、使い勝手が悪かったりと、こういうようなことがあって、せっかく基本的に時間かけて住民の意見を聞きながら進めてきたものが生かされなかったという事例がございます。具体的に施設を言うと、その業者に対して失礼ですので、そういう事例があって、その反省を込めて今回の子育て支援センターについては、使う方の意見をしっかりと取り入れるということで、2年も3年もかけて話し合いをしながら、そして、基本構想をつくり上げて、これでいこうと、全部木でいこうと、ところが、設計段階になってから、木は長スパン取れないから鉄

骨やりましようとか、それから、集成材を使いましようとかという話になってくるとまた意図が変わってきてしまう。

ですから、今回はしっかりと基本構想の意図を伝える。大切な業務ですので、それも含めて協働でいいものを造っていただくということで、今回このような措置をしたところですよ。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 細やかな説明ありがとうございます。ぜひ、住民の意見であったりきをきちと伝えていただいて、2 者との協働で頑張っていただきたいなと思っております。

もう、内容が進み始めました。そうすると、子育て支援センター建設に向けて動き出しましたが、開館まで最短でも3年間だと思っております。老朽化が進んでいる現在の、3年間大山公民館を使用することになります。昨日の一般質問でも、大山公民館について建物の再利用は難しいというお話もありました。実際に、現在の利用者から様々な不具合の声が上がっております。例えばですが、エアコンの温度表示が下がらずエアコンの機器が悪いと聞いていました。でも、実際行ってみたら押し方が悪かっただけで下がりました。ただ、機器は確認していないので、実際本当に効いているかというのはちょっと確認できませんでした。数値方、2階ですよ。

また、特に困っている点として次のような状況があるようです。強風のときには、全室に砂ぼこりが入って結構すごい量だそうです。全室なので、特に小さなお子さんが利用するさくらカフェや、一般の人や、放課後子ども教室で利用する和室は衛生面が気になるなということでした。あと、電気関係でも前から言っているんですけども、1階の和室の一番奥は電球ではなくて配線なんですかね、いつも切れています。また、そのほかに、その部屋だけではなくて2階もですが、スイッチ、点灯のために入れたり、切ったり、入れたりというのを繰り返さないと使えないという状況もあります。素人考えですが、配線か何かが悪いのかなと思うと、全館そうだと火災とか起きないのかなという心配もちょっとあります。

あと、さくらカフェの天井の、天井に壁紙って変、天井紙って変ですけども、剥がれていて、ペローンって下がっていたり、あと壁が剥がれていて、そこは布であったり、自分たちでクロスを貼ったりという努力はされておりました。このような状態を踏まえた上で、改めて伺います。

解体が予定されていることは理解していますが、子育て支援センターが開館するまでの間、利用者や職員が少しでも快適に過ごせるよう、施設や備品などの修繕はどこまで進める予定なのかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 8 番議員さんの質問にお答えいたします。

さきの答弁、昨日、5 番議員さんへの答弁でもありましたが、3 年後の開館を目指しております（仮称）大玉村子育て支援センターの建設に伴いまして、大山公民館の

機能移転について計画してございます。ご指摘のとおり、大山公民館につきましては昭和55年開館でありまして、施設の老朽化により皆さんに利用のご不便をおかけしているところですが、しかし、これまでも随時屋根の雨漏り修繕やトイレの洋式化工事などを行ってきておりまして、エアコンも含めまして、その都度、工事、修繕を実施しております。子育て支援センターが開館するまでの間につきましても、利用者の皆さんに支障がないよう、今後必要に応じて随時、修繕等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） これまで同様、修繕に努めるということなのですが、なぜ私にこれだけ情報が入ってくるのだろうかというところ、これはあまりはっきりは言いたくはないんですが、利用者、管理者、行政、そこがうまく、その間がうまく話が通じ合える体制が取ればいいなと思っているんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 8番議員さんの質問に再度お答えいたします。

実際、私ども教育委員会の職員ないし会計年度職員のほうでは、ある程度施設の点検等を行っているつもりでございます。なお、利用者の皆様からいろいろ随時ご指摘をいただいておりますので、その都度検討しておりますが、物によっては今後3年後に移転を予定しているのもうちょっと簡単な修理で間に合わないかということで、随時必要に応じた修繕ということで、ある程度、直っていないものもあろうかと思いますが、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 職員の皆さんが点検していらっしゃるということも知っております。多分、いろいろ意思疎通がうまくいかないのかと思いますので、そこは上手に吸い上げていただきたいと思います。

サッシのゆがみの件もいろいろ調べたんですけども、私も素人なので分かりませんが、サッシ全部という話も言われたんですけども、そりゃ無理だろうと私も思っております。なので、ゴムパッキンであったり、サッシの鍵のところを調整してぴちっとやることで少しは違うんじゃないかということも聞きましたので、ぜひ一回、駄目であってもそういう姿勢は見せるべきなのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ふれあい村民の森についてです。

2003年、平成15年に開館してから22年がたちました。村民の憩いの場、林業体験、自然学習の場として整備されたこの施設について、現在の維持管理の方法や利活用の状況を伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 8番議員さんにお答えいたします。

ふれあい村民の森の現在の管理方法等につきましては、維持管理の方法につきまし

ては、2名の管理人の方に委託しておりまして、建物の鍵の開け閉めだったり、トイレの掃除といった日常的な点検管理を交代で行っていただいているところでございます。また、施設内の草刈りにつきましては村の農業振興公社のほうへ委託しまして、年4回ほど実施しているところでございます。

利用状況につきましては、原発事故以前には小学校のわんぱく広場であったり、放課後子ども教室における森林散策などにも利用されておりましたが、現在はウォーキングであったり、ペットとの散歩、あとは自然の中での休憩の場だったり、家族連れでの日中のキャンプなどに活用されているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 管理のほう、草刈りも年に4回、あと管理人の方がトイレの清掃などしているということは分かりました。以前は小学校の子どもたちが使っていたが、今は家族単位というか個人でというお話もありましたが、利用は、じゃ、多いんだなと、ちょっと感じ取れたんですけれども、いろんなところ壊れていたりもしていますよね。そんな中で、ふれあい村民の森を知らないという村民の方も逆に多くいらっしゃると思います。利用者の増加に向けた、先ほども言いましたが、池の周りの柵が、もう倒れた状態であったりいろいろあるんですけれども、利用者の増加に向け、もしくはもう今利用されている方がいらっしゃるの、整備の考えがあるのか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 8番議員さんにお答えいたします。

ふれあい村民の森、知らない村民が多いということに関しましては、やはり周知、PR不足だというふうに考えてございますので、今後、広報紙や村のSNSを活用しながら情報発信していきたいというふうに考えてございます。

整備に関しましては、過去に検討いたしました庁内のプロジェクトチームでいろいろと検討していただきました。それを基に、整備に関する補助金などについても情報収集を行って準備を進めていきたいというふうに考えてございます。あと、今現在においてできる整備に関しましては、随時見回り等を行いまして修繕できるものは修繕してということで、利用促進を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） プロジェクトチームのすごい壮大な計画もありました。順次進めているということなのですが、どの辺の内容を進めているかはさておいて、あそこにある池、もう何十年も土砂払いしているのかなというところが気になります。水が冷たくて生き物はすめないのかななんて、この間行ったらオタマジャクシぐらいは見たんですけれども、せっかくこの水遊びできる場で、先ほど部長からもありましたが、涼むというか、暑い日には涼む場所にもなるんじゃないかなと思っております。春には山菜取りしている方々もたくさんいました。

なので、もうちょっと具体的にそのプロジェクトチームの計画ってすごく壮大だっ

たと思うんですが、もうちょっと身近にできる整備がないのか、例えばフォレストパークあたaraは、毎年1回子どもたちが遊ぶ池、じゃぶじゃぶ池、多分、この村民の森の池につながる池だと思うんですけども、年に1回土砂払いをして、そのときに一緒にもりの案内人の方に出てきた昆虫を調べてもらったり、興味のある子どもたちが来て一緒に観察をしているということをやっているそうです。なので、村でもそういった方向、あの池をどう活用するのか、せつかくあそこにあるいい場所に、涼しい場所に、行きやすい、楽しみやすい場所にある、あの村民の森、具体的にもうちょっと、今あるものを利用した整備の方法は考えられないのか伺います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 8番議員さんにお答えいたします。

村民の森の池の状況でございますが、やはり開設当初から、あそこ、遊ぶような池として開発されてございませんで、周りが岩でゴツゴツして入るとすぐに深くなってしまって、子どもが遊ぶ浜辺というか、ところがない状況でございます。確かに土砂払いにつきましてもやった経緯はございません。土砂払いができないかということで、県、国のほうの補助金のほうも調べまして一度申請したことはあったんですが、該当にはちょっとならなかったということもございまして、ただ自費でやるにしても相当数面積がございまして、下も結構深くなっているというところから、まだちょっと手がつけられていないというふうな状況ではございました。

子どもがあそこで遊べるようにということではございましたが、結構工事費をかけないと現状難しい状態でございます。その池につながる上のほうの川のほうでしたら幾らか浅瀬がございますので、そちらで遊んでいる方が見受けられるというところでございますが、池につきましては、今後何か利活用につきまして、プロジェクト委員会のそういった意見も参考にしながら、何かできないかということは考えていきたいと思いますが、現状のところは維持管理で精いっぱいというところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 池は子どもたちが遊べる目的で造ってはいない、維持管理で精いっぱいというのは分かりました。昨日の一般質問でもありました子どもの遊び場が少ないということで、池の、どっちかといったら下流のほうにまだ土地があるので、そこを単純に浅く掘っただけでも違うのかなと思いますので、お金をかけなくても何となくできそうな、そんなアイデアも含めてぜひ検討していただきたいと思います。

次に、アットホーム休館の憩いの家、あと憩いの家の前の広場、グラウンド、テニスコートなどアットホームおおたま周辺施設の現状と今後の整備や利活用の方について伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 8番議員さんにお答えいたします。

アットホームおおたま周辺施設の現状につきましては、駐車場と炊事棟がある広場につきましては、行楽シーズン中にバーベキューだったり、芋煮会だったりというこ

とで利用されているお客さんもいるようでございます。あと、コテージの宿泊客に対しましても、火を使う際にはそちらの、隣の広場を使用するようお願いしているところでございます。グラウンドにつきましては、4月に開催いたしました、今年、おおたま桜まつりのメイン会場として使用させていただきましたけれども、水はけがよくない箇所であったり、あと、イノシシが出てきておりまして掘り起こされた箇所もありますので、本来のグラウンドとしての機能は果たすことできないような状況なのかなというふうに考えてございます。

あと、そり場につきましては、今、雑木、雑草等に覆われてしまいまして、現在使用することは困難な状態でございますけれども、そり場の脇にございますのり面につきましては、今年、村づくり株式会社さんのほうでこいのぼりを設置いたしまして、森の民話茶屋のオープン時に花を添えてくれたところでございます。そういった活用もできるのかなというふうに今のところは考えてございます。

あと、ゲートボール場とテニスコートにつきましては、長らく除染土壌の仮置場として利用されておりました。地震の影響だったり、強風だったりということで、テニスコートのほうの舗装に亀裂が入っておりまして、あとフェンスのほうも倒されてしまっておりますので、こちらのほうも本来の機能を果たすことができない状況にあるのかなというふうに考えてございます。テニスコートにつきましては、おおたま桜まつりの駐車場として、今回利用させていただいたところでございます。

あと、憩いの家につきましては現在使用することができなくなっておりまして、アットホームおおたまの備品等の倉庫として、今現在使用しております。あと、アットホーム旧館につきましては、加工場と倉庫として利用されているところでございます。

今後の利活用の方針につきましては、令和元年に宝くじ桜寄贈事業というものがございまして、こちらを利用しまして公益財団法人日本さくらの会から桜の木を寄贈していただきまして、広場だったり、グラウンドの周辺に植樹させていただいたところでございますので、そちらの桜なども生かしながら、あとはこちらもプロジェクトチームによる検討もなされましたので、そちらのほうの結果も踏まえながら、アットホーム、コテージの利用促進を図る上でも一体的な整備を図っていく必要があるのかなというふうに考えてございますので、再度、関係機関等とも協議しながら検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） いろいろ現状、それから、これからの利活用について聞かせていただきました。大体、イメージで聞くと使えないところが多いのかなというイメージです。憩いの家の加工場、利用される方、遠いということでなかなか加工場として使うのは難しいのではないかなという話も聞いております。トイレも使用できない状態、憩いの家の前の広場、すごくいい場所です。本当にバーベキューやっていると、あそこ本当にいい場所なのは分かるんですが、トイレがやっぱりちょっと、アットホームまで行かなきゃいけないということで、イベントをするのにもちょっと難しいかなと

思いました。グラウンド、今回桜まつりということで頑張っていただきましたが、それ以外で使うことってなかなか難しいのかなとも思っております。

私としては、やはりこの使えなくなったものを放置しろというわけではないですけども、そこにずるずると、何か早期整備をする必要があるのかななんて、その辺はよく考えて進めていただきたいなと思います。

ただ、1個だけ、私は憩いの広場の前の広場は大好きです。そこに、1個滑り台があります。昨日の一般質問でもブランコを、たった一つのブランコでも楽しそうに遊んでいたという話を聞いてすごく共感したんですが、滑り台、あれ塗装しないと多分ちょっと使えないです。使えなくはないんですけども、塗装してもっと子どもが寄っていきそうなものになれば、もっと子どもたちが集まってくれるのではないかと思いますので、本当に小っちゃなところなんですけれども、大きなところはもう諦めてもいいのかなとも思っております。小っちゃなそういうところを、きちっと修繕していただけたらなとも思っております。

次に、さくら公園についてです。さくら公園を拡張して整備される予定の親水公園の具体的な内容と完成の時期について伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 8番議員さんにお答えいたします。

さくら公園拡張の具体的な内容ということでございます。

本村都市計画マスタープランにおいて、さくら公園の整備拡張を推進するというところでうたっておりまして、これまでに福島県による安達太良川の環境調査であったり、さくら公園を中心とした周辺エリアの活用方策を話し合うワークショップを開催いたしまして、河川と触れ合う広場やビオトープなどを盛り込んだ基本構想を作成していただいたところでございます。今後につきましては、財源確保について検討を進めていき、具現化に向けた取組をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 話合いが行われ、触れ合う広場、あとはビオトープのようなものということで、財源の確保が進むまでは進まないということなのかなと思います。

心配事としては、杉田川を見ているからですけれども、安達太良川が水が増水したときにどうなっちゃうんだろうとか、結構もう幾ら土砂払いしても草の生えてくる勢いがすごいです。もう杉田川もちょろちょろと、すごく草に負けてしまって水の勢いが弱いんですが、そんなところにビオトープを造って大丈夫なのかという心配があるんですが、管理であったり、水の災害についてはどうなのかお伺いします。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（遠藤義紀） 8番議員さんにお答えをいたします。

さくら公園の拡張の計画と併せて、安達太良川の区域が改修区域という区間に指定されておりますので、そちらの河川の幅を広げる改修計画とさくら公園の拡張を併せた形で足並みをそろえて計画していきたいと思っています。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 川の拡張、幅を広げるという改修工事も含めてということで了解はしましたが、管理大変だろうなという思いはございます。

次に、農福連携と再生可能エネルギーの活用による共生社会の実現に向けた実践の場、再エネ・アグリパークの整備に向けた現在の進捗状況を伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 8 番議員さんにお答えいたします。

再エネ・アグリパークの整備につきましては、令和4年度からコンサル会社のほうに委託しまして基本構想、令和5年度につきましては事業計画面案で、昨年、令和6年度につきましては、事業計画の実現性検討という形で検討を進めてまいりました。その結果、当初から施設全体を整備することにつきましては、運営体制や財源など課題が大きいことから、小規模ロットでの実証を重ねながら、初動期、それから展開期、安定期と規模や体制を段階的に拡張していくことが想定され、それが事業計画の実現性向上に向けた取組となることを検討してきたところでございます。

それを受けまして、本年度、令和7年度につきましては、まずは企業版のふるさと納税制度を活用しまして、民間企業からの寄附を募りながら財源の確保は引き続き努めてまいる考えです。

なお、地中熱の可能性調査やピーカンナツの実証栽培など、初期段階での事業着手に向けて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 規模や体制など段階的に検討して進めていくということで、今年度は企業版ふるさと納税を活用しながら進めていくというお話でした。委員会の中でもよく、あそこは石がごろごろしていてなかなか使いにくいというお話も、毎回毎回、出ております。それと、あと計画の中に、きっと、今、話がなかったのが先なんだろうなと思うんですが、水辺の学習の機能を持たせた百日川沿いですか、そういうところも計画されていました。なぜこれを言ったかということ、先ほどから私、水、水、村民の森、さくら、親水公園、ここ、水、いっぱい使えるところ、たくさん計画立ててはいるんですけども、どこか一つに絞ればいいのになんていう思いがあって、ちょっとこの事業を挙げさせていただきました。

今回、少し企業版のふるさと納税を生かしたり、地中熱の初期段階の何か進めるということですので、そちらをちょっと見つつ、こちらはちょっと見守っていきたいと思います。

次に、農村公園の整備について伺います。農村総合整備モデル事業により設置した農村公園の整備は、優先的に実施すべき事業には含まれていませんが、早急に整備が必要な公園もあると考えて質問いたします。

まず、各農村公園の必要性について見解を伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 8 番議員さんにお答えいたします。

本村には、昭和 55 年から平成 3 年にかけて農村総合補助事業により整備されました農村公園、新田農村公園、上ノ台農村公園、定場農村公園、南小屋農村公園の 4 つの農村公園がございます。農村公園につきましては、農村経営及び農家生活の改善の合理化、コミュニティーの形成を図る場として整備されておりましたが、整備から 30 年以上経過いたしまして、現在では利用する方もかなり少なくなっているのが現状でございます。しかし、整備の目的からしますと、やはり地域の方々のコミュニティー形成の場としての利活用につきましては、やはり必要性を感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 利用は少ないけれども、地域のコミュニティーであったり、その地域の方の利活用ということで、やっぱり整備は必要ではないかなというお話を伺いました。昨日の話ばかりで申し訳ございません。昨日の一般質問でもありました学校から遠い場所にある公園です。うちの、本当に今、学校のルールで地域を超えて遊びに行ってはいけないという、何となく暗黙のルールもあるようなので、本当に学校から遠い子たちは遊ぶ場所が少ないと思いますので、ぜひその辺はご検討いただきたいと思います。

各公園特色があっていいと思っております。以前、同僚議員からも新田公園にはバスケットゴールがあったらいいんじゃないかなんていう、ああ、いいなんて思って聞いていましたけれども、そんなお話もありましたが、もう何年もたっております。その中でも、上ノ台公園は村内にある農村公園の中でも広い公園です。以前は遊具が設置されており、子どもたちの遊ぶ姿や、大山幼稚園の遠足にも使われておりました。とても地域に親しまれていました。しかし、現在では遊具が老朽化により撤去され、周囲の木々が成長して見通しが悪くなり、子どもだけで遊ばせるには危険ではないかといった保護者の方の声が聞かれます。地域住民による草刈り作業は行っているんですけども、利用が少ないことから不法投棄されたこともございました。再び人が集まる場所とするための整備の考えがあるか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 8 番議員さんにお答えいたします。

上ノ台農村公園につきましては、平成 3 年度に整備を行っております。地元行政区皆様のご協力をいただきながら維持管理をしておりますけれども、遊具の老朽化によって安全性の面から撤去したところでございます。今後につきましては、利用実態や地元住民の方々の意向も伺いながら、公園内外の周辺の環境整備なども考慮して検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○ 8 番（佐原佐百合） その上ノ台公園のある大山 15 区、16 区は、防災意識の高い地域です。特に、立地適正化計画が策定され、改めて災害リスクが多く避難所は孤立してしまう可能性があることを認識しました。この公園を防災公園、大きな防災公園ではないですけども、規定があるような立派な公園ではないとしても、この公園、防災公園としても活用できないかという声があります。考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 8 番議員さんにお答えをいたします。

現在、村内で防災公園に位置づけられている公園はございませんけれども、今後、近隣自治体の事例などを調査しながら、上ノ台公園を含め防災公園の在り方や必要性などについて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○ 8 番（佐原佐百合） 近隣の自治体の事例などを見てということなんでしょうけれども、さっきの前の質問にも戻りますが、遊具、あれは多分撤去してほしいということではなくて、遊びに来た子どもたちが、それを見て使えないというのを見て帰ってしまった、だから直してほしい、本当は直してほしいんです。だけれども、多額のお金がかかるということで、撤去という形になってしまいました。なので、本当に小さな何か遊具一つでもいいのであればすごくいいなと思っております。

立ち木は個人の所有なんですけど、そこも何とかならないのかな。あとは、中には、上ノ台公園は本当に桜がきれいで、SNS で、私じゃないですよ、ほかの人がアップしているのもありました。あずまやであったり、あとは陶器でできた、童歌か手遊びだったかが印刷された、いまだにきれいに残っています。そういうベンチが残っていたりもしております。ぜひあるものを活用していい公園に造り直していただきたいなと思っております。

それと、東日本大震災のとき、北部ふれあいセンター、高齢者の方々、重なるように本当に肩を縮めて寝ていた、集まっていたのを記憶しております。上ノ台公園、どうしても場所広くて二段になっているので、個人的な考えですけども、草刈りも大変なので、上を駐車場にさせていただいて、そこを、いつでも駐車場に遊びに来ていただいて公園を見ていただく。もちろん立ち木は伐採していただくようになるとは思いますけど、災害のときには車中泊をしていただく、もしくはその下に防災、かまどになるベンチとか、そういういろんなものを設置してさせていただいて、テントを張って北部ふれあいセンターの中に入れない人たちが使えるように、テントを張って使えるような設備にできないのかなという思いもありまして、この質問をさせていただきました。

あと、先ほど住民の方と意見交換をしながらということなんですけど、住民の言い出しっぺは大変です。最初だけ、申し訳ないんですけども、この言い出しっぺはぜひ行政の方をお願いしたいです。動き始めれば、何とか動く人はいると思います。最初の本当に取りかかるまでのその人の労力だったり、やはりいろんなしがらみもあるので、それで動いていないというところもありますので、ぜひそういう意見を吸い上げ

る場をつくっていただきたいと思います。改めて考えを伺います。村長でもいいです。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんにお答えいたします。

上ノ台のあの遊具が壊れて修理できないということで、撤去したということは承知しております。

防災公園については、大玉にはないわけですが、どういう災害に対応するかということが必要ですね。高台にという場合には、水害の多いところは当然高台に防災公園を、避難所を設置するんですが、大玉の場合には水害がないので、ないとは言いませんけれども、全部、本宮のようにある集落が全部水没してしまうというような災害は考えにくいと。

そうすると、何かというと、地震、それから安達太良山の爆発と、爆発の場合にはもう逃げるしかありませんので、地震ですね。地震の場合に、高台に逃げてそこで過ごすという、逆に言うと必然性ですか、その辺も含めて、ただ高台のほうが気持ち的に安心感があるということは間違いないと思います。低いところにいて、周りが家が壊れたりしているところに、例えばテント張っているなんていうのは、やっぱり精神的にもかなりきついただろうと思います。そういう面での高台の利点というのはありますので、その辺は、上ノ台だけではなくて、それ以外の地区についてもやはり同じような施設は造らないといけないだろうというふうに感じています。ただ、防災倉庫とか、雨、風をしのぐような屋根つきの施設とかというものが必要になってきますので、その辺も含めながら少し時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 役場周辺であったり、学校周辺の開発、あとスマートインター、その周辺の開発はもちろん重々承知はしているんですが、地域の皆様もそういう計画があるのは重々分かっていると言っております。ただ、外れの地域、上の地域、村の外れのそこの対象にならない地域、そこをどう考えるんだという声も聞かれますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、住民との協働による整備についてです。

公共施設ではないのですが、排水路も公共施設事業の一つと考えています。大山の上ノ台地内では、事故を防ぐために排水路に蓋をつけてほしいという要望が、2011年と2023年に同じ内容でした、出されていましたが、費用面の課題から設置は進んでいませんでした。今年度に入り役場担当課から、材料を支給するので住民で作業してみてもどうですかとの提案があり、地域で話し合った結果、この方法で必要な箇所に蓋を設置することになりました、進めることができました。実際、今週納品になって、もう今朝から始まりました。地域の皆さん、ちょっと汗だくになりながらグレーチングを運んで、年寄りと子どものためには頑張ると言いながら一生懸命やっていましたが、暑くなってきたのでほどほどにしてくださいねと言って帰ってき

ましたけれども、本当に喜んでおりました。

今まで、何回やっても。深いんですね。子どもがやっぱり危険とか、お年寄りが落ちたり、落ちそうになったりということがあったので、本当にそういう方法があったんだなと改めて感謝しております。

このように、補助金を待たずに住民と行政が協力して進めることで、住民の希望を早く実現し費用も抑えることができる場合があります。昨日の同僚議員のプールの目隠しの質問でも提案されていたと思います。

そこで伺います。このように、住民と行政が協力し公共施設の整備を柔軟かつ迅速に進めるための制度や方法、どのようなものがあるのかお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 8 番議員さんにお答えいたします。

建設課サイドでございますけれども、今回の事業につきましても、「おおいなる田舎の道と水路」整備事業というもので実施してございます。こちらの事業につきましては、役場等で資材を準備いたしまして、資材を提供いたしまして、地区住民の方々と作業を行っていただくといったものでございます。それ以外にも、水路等の整備でございますと、多面的機能支払交付金などというものも交付金事業の中で、整備と地元の方々と水路の改修工事等も行えるような事業等がございます。建設課サイドですと、こういった感じでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 建設課以外では私も分からないんですけれども、村にはあまりそういう事業というのはほかにないのか。

あともう一つ、先ほどの「おおいなる田舎と道と水路」の事業整備なんですけれども、限度額であったり、一団体とか一組織に対しては1回きりで終わりですよなのか、その2点お伺いします。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（遠藤義紀） 8 番議員さんにお答えをいたします。

先ほどお話ししました「おおいなる田舎の道と水路」整備事業でございますが、こちらは限度額等々もございませんし、1地区1回限りというそういった制限もございません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） きっと多分ほかにはないのかなと思うんですが、なぜ聞いたかという、先ほどの公園整備、こちらに利用できるものもないのかなと思ひまして質問させていただきました。

多面的機能の支払交付金、こちら多分対象の場所であったりというのが決まっていたりと思うんですけれども、組に入らないとこういうのって利用できないと思うんですが、組に入っていない人たちにこういうのを周知したらいいのになんて思

ったりしますが、質問は大丈夫です。

二本松市の事業の中に、市民との協働による地域づくり支援補助金というのがありました。それは年に1回、地区ごとに1事業だけですね、予算額が3,000万円で、たくさん地域があるので地域で1事業だけということで、内容を過去に遡ってみると、公園のベンチを自分たちで設置したりとか、駐車場をイベントのために舗装、自分たちでできるのかなとも思ったんですけども、舗装する事業だったりというのがありました。なので、ぜひ、建設課になるのかもしれないんですが、もっと柔軟に使えるような制度を探していただきたいなと思っております。

最近の物価高騰や、国や自治体の財源が厳しい中で、公共施設を整備するための財源を確保するにはすごく難しくなっていると思います。そうした社会の変化や新しい課題にしっかり対応していただくため、これからどの公共施設を更新、整備、修繕すべきか、それぞれ本当に必要なのかどうかを皆さんと一緒に考えながら、村づくりを進めていければと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（押山義則） 以上で、8番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時30分といたします。

（午前11時13分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前11時30分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第2、議案第45号「大玉村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第45号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第3、議案第46号「令和7年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第４６号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第４、議案第４７号「大玉村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。１０番。

○１０番（須藤軍蔵） これは、今回の議案で、これは企業が果たしている役割は重要なんだというようなことについては、言葉の上ではこれまでも何回も述べられてきたとおりであります。これをより一歩進めて明文化をしたと。そして、それを理念において今後のそれぞれの果たす役割を明記して具体化はこの先だということで、言わば当面理念としての条例だというふうな解釈をしているんですけれども、そういうことでよろしいですかね。お尋ねします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） １０番議員さんにお答えいたします。

本条例につきましの趣旨につきましては、今、議員さん言われたとおりでございます。この条例を制定したからといって、何か補助金を出さなきゃならないとか、早急なものは一切ございませんが、今後、中小企業運営の補助等だったり、そういったものが出てきたときに役割をあらかじめ明確にしておくことで、速やかな対応ができるといった、そういったものでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 質疑ほかにごございませんか。１１番。

○１１番（武田悦子） この条例、本当に理念であるということは理解しているわけですが、その中でも、第８条にあります基本計画の策定、この総合振興計画の中において基本的な計画を策定するものとされておりますが、この条例をつくったからには、この計画等々は速やかに策定されるのかなというふうに思っているんです。これはいつまでに、ここ、基本計画というのは策定されるのか。

そして、その次の３項の中には、意見を反映させるために必要な措置を講ずるというふうになっておりますが、この意見を反映させるために新たな組織などをつくる計

画というのはあるのかどうか。先ほど補助金等々は考えていないというお話ありましたが、第10条の中に財政上の措置というものも入っております。いろいろ今後進めていく上で、これから補助金等々のことも出てくるのかなというふうには考えるんですが、ここの財政上措置をするために基金等々の計画はあるのかどうかについて伺いたと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

理念条例とは言っていますが、既に大玉村はこの理念に基づいたものは実施しているというふうに考えております。実施したものをこの条例で追認していると。ですから、商工業者とか小規模、起債関係の利子補填とか、ほかに県内でも多分トップクラスの商工会には局長を村の負担で輩出するとか、それから、スタンプ会とか、ありとあらゆるところで大玉村商工会を中心として中小企業には手当てをしておりますので、これは理念で、これをつくったから、じゃ、また新たなものということではないんですが、既にここで言っているものは、もうかなり実現をしていると。ただ、今、言われたように、これからの振興計画、今度後期計画になります。既に総合振興計画には、これであっているものはうたっています。

ですから、今度具体的にどういうことをやるかという計画については後期の検討会の中で、これは一般の方も入りますので、後期計画の中でこの条例を踏まえて、もう少し踏み込んで計画をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「基金は」という声あり）

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 今は、基金については特別、検討をまだしておりませんが、必要があればということですが、既に財政調整基金とか基金は持っておりますので、その中で十分対応できるんじゃないかというふうには考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 現在も様々な形で支援をされているのは十分承知をしているところでありますが、改めていろいろ整備されていくわけですから、さらにしっかりしたものになっていくのかなというふうにも思っているところですが、第8条の中の第4項に施策の効果に関する評価を踏まえというのがございます。この評価というのはどなたが、村が評価をして次の計画に反映させていくという考えでよろしいんでしょうか、伺いたと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 村には、総合戦略会議という会議がありまして、これは、総合振興計画に基づいて数値化をして、これをやりますよと、こういう計画ありますよと、実際結果としてこういうふうになりましたと、これは数値で目標を定めます。ですから、

何人が利用、１００人利用するという目標に対して達成しましたとか、９０人しか利用しませんでしたとかと、ほとんどの分野においてやっています。

この戦略会議の委員は、村民の方が委員としてやっていますので、その中でも十分評価はできるということと、ただ、この条例、即そのまま戦略会議に入っているわけではありませんので、それはしっかりと踏まえて、その評価の内容について加えていけばいいなと考えていますし、あとは、総合振興計画については、毎年役場内で企画財政課が中心として、これについては評価を加えておりますので、庁内評価もしっかりとやっているということで、それを踏まえながら、前期５年、後期５年の総合振興計画を次に生かしていくという形になろうと思います。

最終的には、六次をつくるときには村民の方も入っていただいで、五次についての振り返り、評価がきちっと行われます。それを踏まえて七次をつくっていくとありますので、いろんな機会にやっぱり評価はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第４７号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第５、議案第４８号「大玉村議会議員及び大玉村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第４８号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第６、議案第４９号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第４９号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第７、議案第５０号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第５０号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後１時３０分といたします。

（午前１１時４４分）

◇ ◇ ◇
○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

◇ ◇ ◇
○議長（押山義則） 日程第 8、議案第 5 1 号「大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。1 1 番。

○1 1 番（武田悦子） 国民健康保険税、毎年、今年もまた限度額が上がっております。この事業全体を通して大変厳しい事業になってきているのかな、より一層大変なものになってきているというふうに思うんですが、それでも村は努力されて昨年並みの保険税というところに、どうにか落ち着かせていただいているのかなというふうには理解するんですが、これは令和 1 1 年に県下統一の保険料となった場合どうなっていくのか、なかなかそこがはっきりしていない。これまではっきりしてこなかったわけですが、そろそろいろいろ示されてきているのかな、令和 1 1 年だと、もうあと数年、8、9、1 0、1 1、4 年後には統一されるということは、実質 3 年間しか中ないわけですので、その中でどういうふうに国保税をもっていく予定なのか、その辺の見通しについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 1 1 番議員さんにお答えいたします。

県のほうでは、県の推計を、昨年度、令和 6 年度には各市町村ごとの推計値を出しますと約束をしていましたが出ませんでした。今年についても出なかったもので、広域行政組合のときに県北振興局長が参りますので、振興局長どうなっているんだという話をしたら、7 年度には出す予定ですよという返事がありまして、出ました。来ましたが、あくまでも推定値で公表するようなものではないんだと、ということは計算できないんですね。被保険者が減り続けているということと、それから、あと厚生年金が拡大していると、一人でも入れるような状態でどんどん国民健康保険の所得のある方を厚生年金のほうに吸い上げているので、その辺の推計は県といえどもなかなか難しいということで、本当の参考値ということで、これは確定値でもないし大きくずれる場合もありますよという、本当に難しい推定値を一応出してきました。

ですから、これが独り歩きしないようにだけはしてくださいよということですが、大玉村が 1 1 年度にもしやった場合は、今から 1 人当たりの負担は 2 万ぐらい増えるだろうと。それから、1 世帯が 3 万以上です、2 万円以上、3 万円以上増えるだろうということで、毎年 5 % 程度ずつ税金は上げなければ 1 1 年度に追いつかないという試算になっています。ただ、この試算は被保険者が減らないということが前提なんです。団塊の世代は、ほとんど我々の世代は後期高齢者のほうに移行しましたので、大きく国保から減っていくというのはだんだん少なくなってくるだろうというふうには考えていますし、あと、米価が持ち直せば農家の人が多く入っていますので、ただ、農家も兼業農家は全部厚生年金入っていますから、個人商店の主とか、それから職業

のない人とか、そういう方の受皿として国保がありますので、推計値としては非常に厳しい結果だなというふうに受けております。

ただし、これは一般会計等にはまかりならんということですので、いろいろと県のほうでもそれではいけないだろうということで、借入れをするとか、何かをしたりいろいろの方策は検討しているようですが、まだ詳細については出てきておりません。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 本当に、このままいくと国保税上がりに上がって、もう誰も払えないような金額になっていくのかなというふうにも危惧されるんですが、やっぱりこの国保そのものの仕組みを変えていく必要が出てきているのかな。国保のほうに国からのお金をもっと入れろという話もありました。なかなかそこが実現していかないと、毎年上がるばかり、医療費がかかるから互助の精神でと言われても払えないものは払えないというふうになっていってしまっただけは、この保険自体が成り立たなくなっていってしまっただけは困るという現実もありますし、やはりこのいろいろな機会を捉えて、首長自ら国がどうかしろということをもっと言っていただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

この制度自体がもう制度疲労を起こしています、もう制度以来、何十年も。これは世界に冠する保険制度だったんです。もう本当に日本の保険制度はすばらしいということでスタートしたわけですが、社会構造と生産構造、変わりましたので、完全に今はもう制度疲労、断裂寸前だというふうに感じていますので、これは、例えば小さな町村で医療機関のないところは、医者にかかる機会が少なくて我慢していますから、医療費が非常に少ないですね。そこにもってきて、当然保険料も小さいです。その人たちが標準に追いつくなんてことは、これはあり得ないと思います。2倍、3倍の保険料を集めないといけない。ですから、最初はもう少し早く統一しますというのがどんどん後ろにずれ込んでいって、いよいよ11年までずれ込んでいったと。ですから、この11年だってそのままだのかどうかも私は分からないと思っています。

最終的には、今のままで標準であった場合は、国中がパニックになるだろうというふうに思っています。大きい市はそのままだと思いますが、小さい自治体については多分無理だと考えますので、その時点で国のほうで、この責任でしっかりとやってもらわなきゃいけないと。これは町村会とか市長会のほうでも、何度も何度も国に対しては金を入れろと、財政調整交付金あたりをちゃんときちっとやって医療費分の負担をしてくれよということは再三要求していますので、統一に近づいてくれば、なおそういうものについては強めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 質疑ほかにございませんか。6番。

○6番（松本 昇） ちょっと文言の意味を教えてくださいんですが、これはずっと前

からも出ていたんですけれども、ちょっと今、気が、特定世帯と、あと特定継続世帯というのはどういう意味なんだか教えていただきたいと思います。

○議長（押山義則） 税務課長。

○税務課長（三瓶隆弘） 6 番議員さんにお答えいたします。

ただいまの特定世帯と特定継続世帯の違いでございますが、特定世帯、特定同一世帯所属者等同一の世帯の被保険者がある世帯で、75 歳による資格喪失の月以降 5 年を経過する月までの間にあるものを言っております。つまり、75 歳になって間もないということなんです。特定継続世帯、特定同一世帯所属者と同一の世帯の被保険者がある世帯で、75 歳による資格喪失の月移行 5 年を経過する月の翌日から特定月の 8 年を経過するまでの間にあるもの、つまりは、その世帯で国保に入っている加入者が 1 人となった世帯という区別でしております。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 51 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 9、議案第 52 号「平成 23 年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第５２号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１０、議案第５３号「大玉村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第５３号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１１、議案第５４号「福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第５４号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１２、議案第５５号「令和７年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。５番。

○５番（斎藤信一） １７ページの款６、４、１２委託料、④、大玉村を知りたい・行きたいプロジェクト委託料とありますが、詳細を教えてください。また、インフルエンサーとかいろいろお話が聞こえてきますが、こういったものになるのかお願いいたします。

それと、そのページの款７商工費の商工振興費、空き店舗支援対策事業補助金で３０万円なんですけれども、どこでどんな方がその空き店舗を活用されるのか教えてください。

２３ページの款１０教育費の１４工事請負費、②小学校の管理運営に要する経費で大山小学校で、ＬＥＤ化という話を聞いていますが、この１２番の委託料とＬＥＤ化工事監理業務委託料と工事請負費の内容と、あとこれからこういったスケジュールで進んでいって、いつ頃完了するのか、あと、そのとき当然授業とかやられている場合、いろいろやり方とかあると思うんですけれども、その辺も踏まえて教えてください。

それと、次の２５ページの款１０教育費の体育施設、１４工事請負費でスポーツトラクター収納施設設置工事費とあるんですけれども、どこにどんなものを取り付けるのか教えてください。

以上です。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） ５番議員さんにお答えいたします。

１７ページ、６の農林水産業費で１２委託料のうち④地域魅力向上・発信支援業務、この詳細でございますが、こちら大玉村の魅力を首都圏の方々に対して知ってもらう、そういった内容ございまして、本村の認知度向上、あと観光客、交流人口の拡大を狙ったものでございます。

中身につきましては、大きく３つございます。

１つは、モニターツアーとして首都圏の一般消費者の方々をこちらにお呼びしてツアーをしていただく。また、モニターツアーのもう一つはマスコミ、あとはインフルエンサーの方々を招聘しまして、こちらに来て村の様子につきまして発信していただくという内容。

大きな２つ目につきましては、これはインフルエンサーをお呼びしまして、それぞれ世代別に２０代から３０代をターゲットにしたもの、または３０代から５０代程度を対象にした系統の違うインフルエンサー、これは旅の動画をアップしているインフルエンサーさんをお呼びしまして、若手のほうはカップル系の、こちら旅系のブログとかユーチューブを公開している方をお呼びしてやりたいと思います。３０代、４０代のほうは、ファミリー系、家族向けの、そちらにいろいろ支持のあるインフルエンサーさんをお呼びしまして、こちら動画をつくっていただきましてそれを配信していただくという内容です。

大きな3つ目に関しましては、情報発信サイトによりまして、これら全てのものを発信して大玉村の魅力を発信していくというような、そういった内容でなっております。

続きまして、同じ17ページの7、商工費の空き店舗の内容でございますが、こちら場所でございますが、国道4号沿いと、あだたら23さんのちょっと福島側といたしますか、最近までP i T aさんがいたところでございますが、そこに入った方で、内容はカフェでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木裕也） ページでいきますと23ページになります。

23ページの事項②小学校の管理運営に要する経費ということで、まず施工管理、12の委託料の施工管理の内容でございますけれども、こちらについてはLEDの工事を発注するそのものに対して、進捗管理それから施工管理ということで、適切に施工がされているかという部分の監理業務でございます。

それから、14の工事費の内容で改修工事費の内容でございます。こちらについては、大山小学校の校舎、それから体育館を含めたLED化ということになりまして、器具数でいきますと器具数が約300程度の器具、それから体育館については約30程度のLED球への交換という形になります。

続きまして、スケジュールでございます。まず、本日可決いただけたということになりましたら、すぐに起工伺いをしまして、7月の中旬には発注業務は完了したいなということで考えています。あわせて、工事につきましては、学校を止めることはいきませんので、教室の、移動教室というんですか、分散をしながら学業に支障がないような形で、学校と業者と調整しながら完了を目指したいなということで考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田辺将裕） 5番議員さんにお答えいたします。

工事請負費、スポーツトラクターの収納施設と工事費ですが、こちらのほう、今までですと、福祉センターさくら裏の収納庫に保管しておりました。先般の強風によりまして、ハウス屋根の部分が破損しまして、今後の利用を考えた上で新たな設置場所ということで、福祉センターさくらから村民グラウンド、今のところ予定しているのが村民グラウンドの南側、県道を挟んで、忠霊塔の裏に村の所有地がございますので、そちらのほうに設置を検討しております。規格のほうなんですが、このハウスの規格ですが、25ミリパイプを使用しまして、間口3.6メートル掛ける長さ5.85メートルのかまぼこ型の強化ビニールハウスとなります。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 17ページ、款6の農林水産業費の中の、先ほどもありました地

域魅力向上・発信支援事業、これは昨年も行われているわけなんです、昨年行った成果というんですか、どういう成果があったのかということをお聞きしたいと思います。

同じページの下、商工費の中の①の観光の振興に要する経費の中の地域おこし協力隊、これは様々、それぞれいろいろ出されていますが、これは報酬については地域おこし協力隊の報酬だというのは分かりますが、委託料の部分についてどこにどういふふうにお金が使われるのかお聞きしたいと思います。

23ページの教育費の小学校の管理運営のLED化ですが、大山小学校を予定しているわけですが、そのほかの学校、そのほかの施設の計画というのについても伺いたしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんにお答えいたします。

17ページの地域魅力向上の件でございますが、昨年度、確かに大玉村を知りたい・行きたいプロジェクト、こちらの令和6年度につきましても同様のものを実施してございますが、7年度、今年度が首都圏の方をこちらに呼び込むのに対して、6年度につきましては、大玉村を知ってもらおうということで、こちらをテレビ等で発信する業務が主でございました。

6年度の主な内容としましては、4つあります。

1つは、情報発信コンテンツということで、まずテレビ番組を1つつくっております。これは、人気声優さん、声優さんを起用しましてこちらに来ていただいて、村の各有名なスポット等を使いまして、30分番組をつくりまして、それを放映してございます。計13.5万人が視聴しておるところでございます。あとは、同様のものはユーチューブにも配信をされておりました、1万4,000回ほどこちら再生がございます。あと、同様のものについてのテレビ広告等々も実施してございます。こちら38万回広告をしたということでございます。また、ユーチューブ動画、キャンプ系のインフルエンサーをお呼びしまして、村のアウトドアキャンプ場についての、こちら動画を配信していただいております。こちらにつきまして、現在18万回ほど再生がございます。

また、大玉村を配信する紹介するためのページということでポータルサイト、こちらを構築いたしました。しるみるおたまライフと題しまして、こちらを、これは3月期にやったんですが、新規のユーザー、300人、多分400人ほど、こちら獲得してございます。また、表示回数につきましても、600回ほど1か月で見たということでございました。また、プレゼントキャンペーンということで、こちら大玉村を知っていただいてアンケート調査も同時にさせていただくということでやってございます。こちらのプレゼントキャンペーン及びアンケートに関しましては、9,200名が応募してございまして、そのうち50名の方に村の産品等を配送のほうをしてございます。

簡単でございますが、以上のものでございました。

また、同じ17ページの地域おこし協力隊の委託料の部分でございます。

委託料の部分2本ございまして、まず一つ176万1,000円の分でございますが、こちら地域おこし協力隊の活動費に関するものでございまして、176万1,000円のうち76万1,000円につきましては、新しく6月から着任した協力隊の方の年間の活動するための費用、いわゆるその本人がイベント等を行う場合は、運営費であったり、チラシの作成であったり、あとは協力隊本人の活動に関するもの、それに対する、こちら委託料を外部、例えば農業振興公社だったり、おおたま村づくり株式会社だったり、そちらに委託しましてコーディネート委託ということでお願いしまして、そこから出してもらうというような内容でございます。

また、下段の200万円についてでございますが、こちら地域おこし協力隊の日々のサポートに要する経費ということで、こちらは1つの自治体当たり200万円をとということで、こちら200万円が上限に決まっております。隊員を支援するための団体等に対する委託料でございますので、協力隊が何かの活動をしたいけれども、どうしてもいいか分からないとか、そういったコーディネート、助言とかをしていただくための講師を派遣していただくものに使えるというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木裕也） 11番議員さんにお答えいたします。

23ページでございます。

事項②のLEDの照明化の関係で、残りの玉井小学校、それから大玉中学校体育館、武道館も含めた照明設備の改修については、次回の9月の議会で工事費と施工管理費を計上させていただく予定であります。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ありがとうございます。

まず、農林水産業費の地域魅力向上の去年のいろいろな数字は分かりました。これだけの人が見たり、聞いたり、知っていただけたので、大玉村をPRするのに大変効果があったという認識でよろしいんでしょうかというのがまず一点。

次の、地域おこし協力隊の176万1,000円のうちの、私が聞こえたのは76万1,000円が新しい協力隊の人の分の活動資金に使われる、じゃ、残りの100万円はどなたかどういうふうに使うんでしょうか。

あと、よく分からないのが、その下のサポート業務委託料の200万円というのは、どういうふうに使われるのかがよく理解できなかったもので、もう一度お願いします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） まず、17の地域魅力向上のこちらの前年度の成果でございますが、効果があったと考えてございます。

また、次の地域おこし協力隊の残りの100万円の部分、これ申し訳ございませんでした、私、失念しておりました。この100万円、残りの100万円につきまして

は、現在3年目の協力隊がおります。2年目以降になった場合に、自らの起業や事業継承とかに要するための準備資金というか、そういったものに使えるための部分の100万円というのが、一応、協力隊1人当たり3年の着任の間で1回だけ認められるものでありまして、これはその予算でございます。

また、サポート業務委託の200万円の内容でございますが、地域おこし協力隊が着任して、もし何かで悩んでいるとかとあった場合に、今まで協力隊として各地で活躍してきた先輩協力隊たちで組織するネットワークみたいなのがございます。そちらの中から講師という形で派遣していただきまして、現役隊員の活動や生活に関する日々の相談業務を行ったり、現役隊員と地域住民とのつながりをつくるための手ほどきだったりとか、そういった現役隊員向けの研修会などを企画したりして、そういったものを運営していく、そういったものに使用できる200万円のお金でございました。

以上でございます。

○議長（押山義則） 質疑ほかにございませんか。10番。

○10番（須藤軍蔵） 4ページのほう、地方債関係で1点お伺いしますが、脱炭素化の推進事業の債ということです。これはLEDに使うということですが、これについては、利率なりあるいは償還期間等々についても補填前と同様というふうに書かれておりますけれども、これらの利率なり償還方法なり期間等についてお伺いします。

それと併せて同じ件で、たしか今回大山小のLED化という改修工事ですけれども、多分当初予算で中学校、玉井小学校の設計の委託のお金は既に予算計上されていると思うんですね。したがって、先ほど話あったようにその次はそういうことでいくんだという話ですけれども、これも同じようなそういう事業債を活用してというようなことの考え方かどうか、それらの手法も含めて、場合によっては、その事業によってはそういうお金が一定程度、それ以上無理ですよというもあるようなことも聞いているんですけれども、そこら辺の方法も含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（押山義則） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 10番議員さんに対してお答えいたします。

何ページでよろしかったでしょう。

（「4ページ」という声あり）

○企画財政課長（渡辺一樹） 4ページの地方債でございますが、脱炭素化推進事業債、こちら起債ごとに同意等基準がありまして、それで計画したもの、それを県に申請しまして認められたものが同意となりますが、こちら起債の方法は証書借入れでございまして、利率については、政府系資金については一、二か月ごとに利率が変動します。それで、借り入れる実際の日にか、そちらの金利で、元利均等償還方式で借入れとなります。償還の方法は、元利均等償還となります。

それで、民間等資金については、こちら管内金融機関6者ありますが、そちらで金利の見積合せを行いまして、低利だった金融機関から借入れすることとなります。こちら起債の目的とありますが、起債の目的ごとに借入先が決まっております。昨年

の脱炭素化推進事業債では、こちら地方公共団体金融機構、こちらが借入先となっておりますので、そちらからの借入れ、15年償還で3年据置き、12年償還、こちら償還年限につきましては、例えば車を買うとか、施設を造るとか、そういったものの目的、それによって償還年限が変わってきます。大山小、玉井小学校と大玉中学校の設計、こちら当初予算に計上しましたが、脱炭素化推進事業債、今回の工事費についても全く同じ性質でございますので、同様の内容となっております。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。8番。

○8番（佐原佐百合） 17ページ、先ほどに続き、7の商工費の3観光費の地域おこし協力隊、①の観光振興に要する経費の委託料、私の聞き取りの能力がちょっとなかったのかもしれないんですが、もう一度確認します。上のコーディネート業務委託料の76万1,000円は活動に対するコーディネート料、地域おこし協力隊が何か活動するためのお金ではなくてコーディネートをする料金とあっていいのか、その下の地域おこし協力隊サポート業務委託料、話を聞いていると、私は活動費なのかなと思ったんですけども、地域おこし協力隊が悩んだり、迷ったりしたときに助言をしてもらうために人を呼ぶ、それに200万円というふうに聞き取れたんですけども、再度答弁をお願いします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 8番議員さんにお答えいたします。

まず、上の176万1,000円、こちらコーディネート業務委託でございますが、コーディネート業務、確かにコーディネートを委託する費用でございますが、中身に関しましては、その中から地域おこし協力隊が活動したものに対して支出するというふうな中身でございますので、地域おこし協力隊が活動に要する費用について、ここから支出していくというのは間違いございません。また、下の200万円の内容でございますが、こちらは地域おこし協力隊の日々のサポートに要する経費ということで、地域おこし協力隊がいざ着任したものは、じゃ、こういったふうに地域を盛り上げていったらいいのか、そういったことは随分悩むところがあるというところで、また自分がこれからどういうふうな方向に向かっていくかについても多くの先輩方の協力隊員の助言を聞いたりとか、そういったことをするための、こちら費用ということになってございます。

もちろん200万円全て、一回しか来ていないのに200万円は払うわけではなくて、今の想定でありますと、単価契約等で1回当たり車検幾らとか、またそれ以外にも使い道があるのか、こういった地域おこし協力隊ネットワークのほうとも協議しながら、これは進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 呼んだときによって支出されていくというのは分かりましたが、この200万円の根拠、何か、せっかく地域おこし協力隊、先輩方いるのに、なぜに

そこに頼らずそっちで助言をもらってお金をもらうのかなとう、ちょっと不思議だなと思っております。どうせなら活動費に回してあげたらいいのになと思いました。ちょっと何か疑問は残りますが、併せて別なほうを質問させていただきます。

前に戻って13ページ、2総務費、6企画費、①の18負担金補助及び交付金、地方就職学生支援事業補助金、こちらの内容とこの対象者にはどういうふうに周知しているか、こちらを聞かせてください。

以上です。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 8番議員さんにお答えいたします。

地域おこし協力隊サポート業務に関しまして、こちらは大玉村でも過去の先輩等もいらっしゃいますので、もちろんそういった方との交流もございますが、ただそれだけではなく、それより幅広くいろんなことやっている協力隊、福島県にも何百人といらっしゃいますので、そういったノウハウを持っているところに委託するというふうな、そういった内容でございました。これを事業費に使えないのかというのを、私も実はそう思います。ただ、これはやっぱりこういった目的にしか使えないということでございますので、これはご理解いただきましたと存じます。

以上です。

○議長（押山義則） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 8番議員さんに対してお答えいたします。

13ページの企画費、地方就職学生支援事業ですが、こちらにつきましては、東京圏の大学を卒業した学生の本村への移住を伴う県内就職を支援するものでございまして、内容につきましては、交通費のほうは当初予算で計上しておったんですが、今回はその引っ越しに伴う移転費用、こちらも補助対象となったと県のほうから通知が来ましたので、今回1人当たり上限額が6万6,000円なんですが、こちら5人分で33万円の補正計上をしているところでございます。このうち、県補助が4分の3でございます。こちらの周知方法なんですが、今後、村のホームページ等で周知を行いまして、その補助事業の内容を周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございせんか。10番。

○10番（須藤軍蔵） 先ほどの関連なんですけれども、私、聞き漏れたんだかもしれないんですけれども、金利関係、政府系の資金で何%と聞いたんだかちょっと忘れたので、金利についてもう一回、それから、償還は15年の3年据置きで実質12年での償還だということなんですけれども、この間で一定程度、国において何らかのこうしたところに対するところの手当てというか、助成なりと、そういうふうな方法はその間の中であるのかないのか、そこら辺の関係も併せてお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（押山義則） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 10番議員さんに対してお答えいたします。

4ページの先ほどの件ですが、金利については昨年借入れしたものは1.5%で

ございました。こちら政府系金融機関については、先ほども申しましたが、一、二か月に1回ほど金利が変わると通知がございます。政府系金融機関は、財政融資資金と地方公共団体金融機構に金融機関となつてございます。こちら15年の12年償還なんです、こちら国の交付税措置、こちら事業費の90%を借入れしますが、このうちの30%から50%の間、これは各市町村によって変動がございますが、こちらが後年度から国の交付税措置、基準財政需要額に算入されることとなっております。

以上です。

○議長（押山義則）　ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則）　質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則）　異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則）　日程第13、議案第56号「令和7年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１４、議案第５７号「令和７年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第５７号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１５、議案第５８号「令和６年度繰越事業 大玉村民体育館屋根改修工事に係る工事請負契約について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第５８号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１６、議案第５９号「村道路線の認定について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第17、議案第60号「区長代理の委嘱について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第18、請願第3号「国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願」を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。8番。

○総務文教常任委員会委員長（佐原佐百合） 総務文教常任委員会報告。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る6月17日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第3号「国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願」を審査するため、6月17日午後1時30分より大玉村役場第2委員会室において全委員が出席し、さらに紹介議員の武田悦子議員、参考意見の聴取のため総務部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本請願について、女性の権利を国際水準に引き上げる必要性や、SDGsに掲げられているジェンダー平等の観点からも批准が重要などの意見があり、慎重審議の上、採決を行った結果、全委員一致をもって採択とし、関係機関に対し意見書を提出することと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました請願についての審査結果の報

告といたします。

令和7年6月20日

総務文教常任委員会委員長 佐原 佐百合

大玉村議会議長 押山 義則 殿

○議長（押山義則） ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

請願第3号「国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願」を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本請願について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第19、請願第4号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。8番。

○総務文教常任委員会委員長（佐原佐百合） 総務文教常任委員会報告。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る6月17日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第4号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を審査するため、6月17日午後1時30分より大玉村役場第2委員会室において全委員が出席し、さらに紹介議員の武田悦子議員、参考意見聴取のため教育部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本請願について、慎重審議の上、採決を行った結果、全委員一致をもって採択とし、関係機関に対し意見書を提出することと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました請願についての審査結果の報告といたします。

令和7年6月20日

総務文教常任委員会委員長 佐原 佐百合

大玉村議会議長 押山 義則 殿

○議長（押山義則） ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

請願第4号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本請願について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第20、請願第5号「消費税5％への減税を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。8番。

○総務文教常任委員会委員長（佐原佐百合） 総務文教常任委員会報告。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る6月17日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第5号「消費税5％への減税を求める意見書」の提出についてを審査するため、6月17日午後1時30分より大玉村役場第2委員会室において全委員が出席し、さらに紹介議員の武田悦子議員、参考意見の聴取のため総務部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本請願について、長引く物価高騰と物価上昇に賃金が追いついていない状況を踏まえ、消費税減税の趣旨は十分に理解できるものの、消費税は社会保障制度を支える重要な財源であり、減税による財源不足を赤字国債の発行で補填することになれば、将来の世代に負担を残すことになるなどの意見があり、慎重審議の上、採決を行った結果、賛成多数でこの請願を趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました請願についての審査結果の報告といたします。

令和7年6月20日

総務文教常任委員会委員長 佐 原 佐百合

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

○議長（押山義則） ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

請願第5号「消費税5%への減税を求める意見書」の提出についてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。

お諮りいたします。

本請願についての討論を省略し、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 日程第21、請願第6号「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。8番。

○総務文教常任委員会委員長(佐原佐百合) 総務文教常任委員会報告。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る6月17日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第6号「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出について審査するため、6月17日午後1時30分より大玉村役場第2委員会室において全委員が出席し、さらに紹介議員の武田悦子議員、参考意見の聴取のため総務部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本請願について、適格請求書等保存方式の導入により、小規模事業者等が税負担や事務負担の増加によって事業活動に影響を受けていることは十分に理解できるが、制度の廃止を求めるのではなく、小規模事業者等への影響を軽減するために制度の見直しや負担軽減措置の延長を行うべきではないかなどの意見があり、慎重審議の上、採決を行った結果、賛成多数でこの請願を趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました請願についての審査結果の報告といたします。

令和7年6月20日

総務文教常任委員会委員長 佐原佐百合

大玉村議会議長 押山義則 殿

○議長(押山義則) ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(押山義則) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

請願第6号「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出についてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。

お諮りいたします。

本請願について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第２２、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第７５条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議案第６１号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」、議員発議第４号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書について」、議員発議第５号「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について」及び「議員派遣の件について」が提出されました。

お諮りいたします。

議案第６１号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」、議員発議第４号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書について」、議員発議第５号「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について」及び「議員派遣の件について」をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第１から追加日程第４として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議案第６１号、議員発議第４号、議員発議第５号及び「議員派遣の件について」を、それぞれ順番に日程に追加し、追加日程第１から追加日程第４として議題とすることに決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第１、議案第６１号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（佐藤光一郎） 別紙議案書により朗読。

○議長（押山義則） 事務局職員の朗読が終わりました。

ここで、地方自治法第１１７条の除斥の規定により、１０番須藤軍蔵君の退席を求めます。

（１０番須藤軍蔵君 退席）

○議長（押山義則） これより、村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 令和７年第２回大玉村議会定例会追加議案の提案理由の説明を申し上げます。

本日提案しますのは、人事案件１件であります。

それでは、議案第６１号、監査委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案につきましては、議会選出の監査委員である現職議員の死去により欠員が生じたため、議会議員の監査委員として須藤軍蔵氏を人格、見識ともに優れ最適任者と認め、地方自治法第１９６条第１項の規定に基づき選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げました。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（押山義則） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第６１号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで退席しておりました須藤軍蔵君の復席を認めます。

（１０番須藤軍蔵君 復席）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第２、議員発議第４号「女性差別撤廃条約選択議定書のす

みやかな批准を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。3番。

(不規則発言あり)

○3番(菅原貴子) すみません。

議員発議第4号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月20日

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

提出者 大玉村議会議員 菅 原 貴 子

賛成者 大玉村議会議員 松 本 昇

提出先 内閣総理大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助)、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長
女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書(案)

女性差別撤廃条約は、1979年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障している。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在締約国は189、日本は1985年に批准している。

選択議定書は、この条約の実効性を強化するために1999年、あらためて採択されたもので、「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きを規定している。「個人通報制度」によって、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続きを尽くしても救済されない場合に国連女性差別撤廃委員会に申し立てができるようになった。現在115カ国が批准しているが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務である。

男女平等を示す「ジェンダーギャップ指数」で日本は2023年、146カ国中125位と過去最低となった。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃をすすめる力になる。

昨年10月、国連女性差別撤廃委員会は日本に対し4回目の勧告を行った。第5次男女共同参画基本計画では、「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。早期に国会で審議し、政府は批准に向けた準備に入るべきである。

よって、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求めるものである。

記

1. 女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月20日

福島県安達郡大玉村議会議長 押 山 義 則

以上です。

○議長（押山義則） 議員発議第4号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第4号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第3、議員発議第5号「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番。

○1番（館下憲一） 議員発議第5号「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年6月20日

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

提出者 大玉村議会議員 館 下 憲 一

賛成者 大玉村議会議員 須 藤 軍 蔵

提出先 総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、復興大臣

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

東日本大震災から14年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和7年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、5億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、

学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和３年３月９日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定されました。その中で令和３年度から７年度までの５年間で新たな復興期間として「第２期復興・創生期間」と位置付け、令和３年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和６年４月１日時点で約３千人（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県こども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和８年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第９９条に基づき、意見書を提出します。

記

１．東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和８年度においても、全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和７年６月２０日

福島県安達郡大玉村議会議長 押 山 義 則

○議長（押山義則） 議員発議第５号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第５号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第４、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおりに派遣することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和７年第２回大玉村議会定例会を閉じます。

閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後２時５３分）